

議案第54号

つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及びつくば市（以下「市」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、市民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、市の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自転車は、自転車利用者にとって高い利便性を有するとともに、自転車利用の推進により環境負荷の低減と健康にも寄与するなど市民生活に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発や放置自転車の問題など不適切な利用により市民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、市、市民等及び関係機関の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

2 市は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、市民等に対し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（自転車利用者の責務）

第4条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して歩行者の通行の安全を確保し、同法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全かつ適正に利用するものとする。

（自転車小売を業とする者等の責務）

第5条 自転車の小売、組立て及び整備を業とする者（以下「自転車小売業者等」という。）は、自転車が安全で適正に利用されるよう必要な措置を講じるとともに、市が実施する安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第6条 市民及び事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、市が実施する安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車安全利用促進計画）

第7条 市長は、自転車の安全で適正な利用を促進するための計画（以下「安全利用促進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、安全利用促進計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 市長は、安全利用促進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、安全利用促進計画の変更について準用する。

（市による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の習得）

第8条 市は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業者による自転車通勤者の技能及び知識の習得)

第9条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全かつ適正に利用することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第10条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(保護者による児童・生徒の技能及び知識の習得)

第11条 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒(18歳未満の者をいう。以下同じ。)に対して、指導、助言その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(児童・生徒の教育又は育成に携わる者による指導等)

第12条 児童・生徒の教育又は育成に携わる者は、当該児童・生徒が自転車を安全かつ適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第13条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒に対して、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用させるよう努めるものとする。

3 自転車小売業者等は、自転車の販売、組立て及び整備の機会を通じ、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具の利用を促進するために必要な情報の提供に努めなければならない。

(点検整備の実施)

第14条 自転車利用者は、その利用する自転車について、安全性を確保するため、

点検整備を行うよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒が利用する自転車について、安全性を確保するため、点検整備をし、又はその保護する児童・生徒に対して、その利用する自転車について、点検整備をさせるよう努めなければならない。
- 3 自転車小売業者等は、自転車の販売、組立て及び整備の機会を通じ、点検整備の必要性、日常点検の方法その他の自転車を安全で適正に利用するために必要な情報の提供に努めなければならない。

（自転車損害賠償保険等への加入等）

第15条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済への加入その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒が利用する自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済への加入その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 自転車小売業者等は、自転車の販売、組立て及び整備の機会を通じ、自転車損害賠償保険等への加入その他必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

（関係機関との連携）

第16条 市は、茨城県、警察署、学校等その他関係機関及び交通安全等の取組みを行う団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するため必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

